

## 1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg / l 以下	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg / l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg / l 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg / l 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2 -ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1, 1 -ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
シス-1, 2 -ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 3 -ジクロロプロパン	0.002mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg / l 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg / l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / l 以下	日本工業規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg / l 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg / l 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、 43.2.3又は 43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg / l 以下	規格34.1に定める方法又は付表 6 に掲げる方法

ほう素	1mg / l 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	